

2月から始まります

# ゆずりあい駐車場

車いすマークのある駐車場を、本当に必要な人が利用できないでいる…。そんな現状を改善するため、車いす利用者など歩行が困難な人たちに『利用証』を交付し、駐車場を利用するときに、利用証を掲げてもらうことで、不適切な駐車を抑制する取り組み『ゆずりあい駐車場事業』を始めます。



## 利用方法は？

対象者の状況に応じて、次のどちらかの利用証が交付されます。対象者が乗車する車両の、ルームミラーに掲げて駐車してください。

・車いす常時利用者用

あか



・赤色以外の歩行が困難な人用

みどり



障がい福祉課  
0558(76)8007

## 利用できる人・申請の方法

対象

下の表に該当する人のうち、歩行が困難で、かつ日常生活で車いすマークの駐車場の利用を必要とする人

受付

2月1日(金)以降の市役所開庁時(土・日・祝日を除く8時30分～17時15分) ※木曜は19時まで  
受付窓口  
障がい福祉課(大仁庁舎)、または各庁舎市民課

申請方法

窓口にある交付申出書に記入し、必要書類と併せて窓口へ提出してください。

※代理人による申請も可能です。

利用できる人	申請時の必要書類
① 身体障害者手帳の視覚障害(1～3級、4級の1)、聴覚または平衡機能障害(2～3級)、肢体不自由(1～2級の2)、肢体不自由下肢(1～4級)、体幹(1～3級)、内部障害(1～3級)などの人	身体障害者手帳
② 『療育手帳A』の人	療育手帳
③ 精神障害者保健福祉手帳1級の人	精神障害者保健福祉手帳
④ 介護保険の要介護状態区分『要介護2』以上の人	介護保険被保険者証
⑤ 特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証、小児慢性疾患受給者証
⑥ 妊娠7カ月から産後3カ月までの妊産婦	母子健康手帳

取り扱いに注意!

## 介護ベッドの事故多発

介護ベッド用手すり(サイドレールなど)による死亡・

重大事故が発生しています。死亡事故の多くは、利用者の首がサイドレールとサイドレールのすき間やベッドボードとサイドレールのすき間に挟み込まれたことによるものです。危険な部分があるかどうかを確認し、正しい使い方によって未然に事故を防ぎましょう。



(対応策)

- ・クッション材や毛布などですき間を埋める
- ・すき間を埋める対応品を使用する(対応品の内容については各ベッドメーカーにご相談ください)
- ・サイドレールなどの全体をカバーや毛布で覆う
- ・危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者が目視確認を行う

観光商工課  
055(948)1480

東部地区精神保健福祉交流会・講演会

## 精神障がい者等を支援する場

精神障がい者が地域で安心して生活するために、精神障がい者等を支援する家族に対して、お互いの悩みを共有し、情報交換する家族同士の交流活動を実施します。

とき 2月8日(金)10時～16時

ところ 沼津市民文化センター

(沼津市御幸町)

対象	場所	時間	交流会	講演会
東部健康福祉センター管内の家族会会員	第3・4・5会議室	10時～12時	交流会	
東部健康福祉センター管内の家族会会員、一般参加希望者	小ホール	13時30分～16時		講演会

東部健康福祉センター障害福祉課  
055(920)2081

## 介護手当のお知らせ

市では、介護が必要な人(介護保険の要介護度3・4・5)を在宅で介護している人に対して、その労をねぎらうための『介護手当』を毎年7月1日と1月1日を基準日として支給しています。

対象になると思われる人には、12月末に通知を送りましたので、手続きをお願いします。なお、該当する人で申請書が届かない人はお問い合わせください。

▶申請場所 高齢者支援課(大仁庁舎)、または各庁舎市民課

▶申請期間 1月4日(金)～31日(木)  
※土・日・祝日を除く8:30～17:15、木曜日は19:00まで

▶持ち物

印鑑・振込先の通帳・申請書(12月28日発送)

高齢者支援課  
0558-76-8011

## 支給額

1回あたり	30,000円
要介護4・5の認定を受けて、介護保険のサービスを利用していない人	
1回あたり	60,000円

▶支給対象 次の①～⑤のすべてに該当する要介護者と基準日以前6月以上同居し、かつ生計を同じくしている介護者

- ①基準日以前6月以上継続して伊豆の国市に在住(住民登録)している人
- ②介護保険制度の要介護認定が、基準日以前6月以上継続して要介護3～5に該当していると認められた人や、それに相当する寝たきりの人や認知症の人
- ③入院・施設入所・短期入所等の日数が、基準日前6月の間に通算して44日以下の人
- ④基準日前6月の間に特別障害者手当を受けていない人
- ⑤基準日前6月の間に生活保護を受けている介護者に介護されていない人